

# 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならぬため、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭等に対する支援は、平成15年（2003年）4月から施行された「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、母子自立支援員が総合的な相談窓口として支援を図りながら、「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」など、総合的な施策を推進してきました。平成26年（2014年）4月には、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布されました。

改正法では、父子家庭を支援の対象に加えるとともに、ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化などが行われています。また、改正に合わせて、法律の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

さらに、平成27年（2015年）12月には、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施するための「すぐすぐサポート・プロジェクト」が策定されました。

加えて、令和元年（2019年）11月には、ひとり親家庭への就労支援や児童扶養手当制度の着実な実施などを重点施策とした「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

ひとり親家庭等を取り巻くこのような状況を踏まえ、本市では、平成20年（2008年）3月に「第一次高槻市母子家庭等自立促進計画」を、平成25年（2013年）3月に「第二次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を、平成30年（2018年）3月に「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、ひとり親家庭等への継続的な支援を進めてきました。

このたび、第三次計画の計画期間が令和4年度（2022年度）をもって終了しますが、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあることから、引き続きひとり親家庭等の自立を総合的に推進していくため、これまでの取組みに対する評価・課題を踏まえて第三次計画の内容を見直し、「第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「第四次計画」という。）を策定するものです。

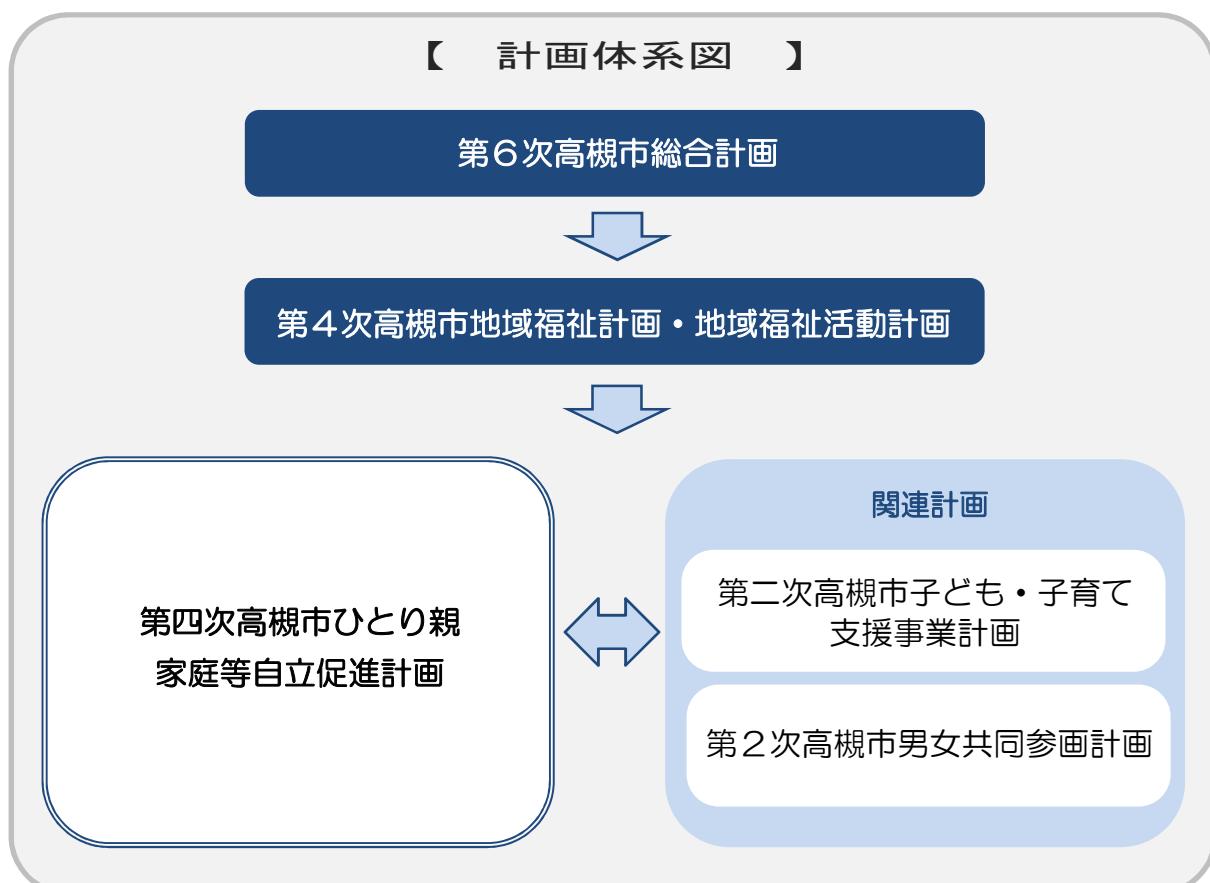
## 2 計画の法的根拠と目的

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、同法第11条の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ策定します。

その目的は、本市におけるひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立を促進するために講じようとする施策の基本方針を定めることにより、各自立支援策を総合的かつ計画的に推進するためとします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「第6次高槻市総合計画」及び「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、ひとり親家庭等の自立支援の推進について一体的に推進することとします。また、「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」等との関連計画と整合性を図り策定しています。



## 4 計画の対象

---

本計画の対象は、市内の「母子家庭の母」及び「父子家庭の父」とその養育する子並びに「寡婦」とします。

※ 母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、または婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方。

父子家庭の父とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方。

寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方。

ひとり親家庭とは

母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等とは

母子家庭、父子家庭及び寡婦

## 5 計画の期間等

---

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

## 6 計画策定の体制

---

### (1) アンケート調査の実施

令和4年（2022年）8月に市内の母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に「高槻市ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

#### ① 調査の目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたり、市域のひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活の動向に関する実態を把握し、これを本計画における子育て支援や生活の場の整備、就業支援策など、ひとり親家庭等の生活の安定等を図る基本方針に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### ② 調査の主な項目

- 回答世帯の基本属性（年齢、世帯構成など）
- 仕事の状況
- 収入などの経済的な状況
- 住居の状況
- 養育費の確保状況
- 面会交流の状況
- 困難事などの家庭生活の状況
- ひとり親家庭等に対する制度や施策について
- 子どもとの生活について

### (3) 調査設計

- ・調査地域：高槻市全域
- ・調査方法

調査対象	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査数	2,390件	113件	88件
抽出方法	令和4年度児童扶養手当受給者現況届送付対象者	令和4年度児童扶養手当受給者現況届送付対象者	高槻市ひとり親家庭福祉会の会員中の対象者
調査方法	令和4年度児童扶養手当受給者現況届送付時に同封し配布 →現況届提出時(窓口)に回収	令和4年度児童扶養手当受給者現況届送付時に同封し配布 →現況届提出時(窓口)に回収	高槻市ひとり親家庭福祉会を通じて配布、回収
調査時期	令和4年8月1日～31日		

- ・回収結果

調査対象	母子家庭	父子家庭	寡婦
回収数	1,378件	61件	62件
無効回答数	8件	1件	0件
有効回答数	1,370件	60件	62件
有効回答率	57.3%	53.1%	70.5%

※無効回答：無記入、記入不備による

### (2) 高槻市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会の設置

計画策定のための府内組織として関係所管課の所属長等を構成員とした「高槻市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を設置し、同計画策定への検討を行いました。

### (3) 高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議

計画策定にあたって、「高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行いました。

